

農地法第3条許可申請における手続きについて

- 農地法第3条申請の締切日は、**毎月7日**です。
ただし、7日が閉庁日にあたる場合は、翌日となります。
- 毎月25日（閉庁日にあたる場合は、前後閉庁日）に開催される農業委員会の総会で審議されます。
- 許可書は、申請した翌月の上旬（町外の一般法人が取得する場合は中旬以降）に交付されます。

◎ 添付書類等一覧表

	許 可 の 申 請					
	所有権移転		賃貸借権設定		使用貸借権設定	
	譲渡人	譲受人	貸人	借人	貸人	借人
住民票抄本	町外者の場合 ○	町外者の場合 ○ <small>(許可後返却します)</small>	町外者の場合○		町外者の場合○	
土地の登記 事項証明書	○ 登記事項証明書の住所と現住所が同じであること <small>(異なる場合は法務局での手続き完了後)</small>		○		○ 状況により固定資産課税台帳 <small>(土地名寄帳)でも可</small>	

- その他必要に応じての添付書類
 - ①譲受人(借人)が町外者の場合 → 住所地の農業委員会発行の耕作証明書
 - ②譲受人(借人)が町外に農地を持つ町内者の場合 → 農地所在地の農業委員会発行の耕作証明書 (※町内農地面積30a未満の場合)
 - ③譲受人(借人)が農地所有適格法人の場合 → 農地所有適格法人の要件に係る事項、法人登記簿及び定款、議事録など
 - ④農業者年金受給手続きの場合 → 土地名寄帳
 - ⑤一般法人等の場合 → 法人登記簿、定款又は寄付行為の写し
解除条件付き契約書の写し
 - ⑥新規就農者の場合 → 新規就農計画書